参考資料-1：静岡県提供事例『ため池洪水調節マニュアル（案）』

＜ため池洪水調整マニュアル（案）＞

１．目的

本マニュアルは、ため池の洪水調節機能を活用する取組について示すものである。

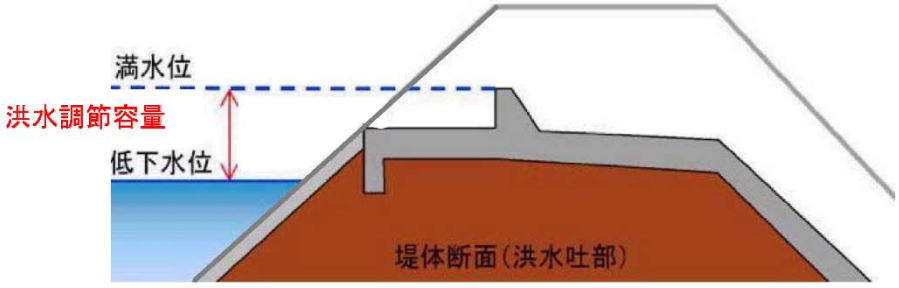

洪水調整のイメージ図

２．洪水調整容量確保と実施期間

（１）洪水調整容量確保

本マニュアルでは、ため池の洪水調整容量確保として２パターンを提示する。

①事前放流

かんがい期において、台風等の大雨が予想される際に、事前にため池の貯水位を下げることにより、洪水調節容量を確保する

②低水管理

非かんがい期において、一定の期間、常に貯水位を下げ、洪水調節容量を確保する

（２）実施機関

それぞれの手法の実施期間の目安を下表に示す。但し、かんがい期・非かんがい期の設定は、受益地の状況を調査する必要がある。

事前放流・低水管理の実施期間目安（表１）

	非かんがい期	かんがい期					非かんがい期					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①事前放流		←	—	—	—	→						
②低水管理							←	—	—	—	→	

低水管理の実施期間の設定に際し、低下した水位がかんがい期までに回復する余裕期間を設ける必要がある。表１では、２ヶ月（３月～４月）と設定している、しかし、ため池の集水が、自流域のみか、河川等が接続しているか等、条件により異なるため、ため池毎に設定する必要がある。

３．事前放流・低水管理を実施するための操作方法

操作方法として、洪水吐開口部と斜樋に設置する緊急放流工の開閉により、事前放流・低水位管理が行えると想定している。操作方法の検討に当たっては、ため池管理者打合せの上決定すること。

事前放流・低水管理を実施する際は、事前に、別紙「農業用ため池管理規則（案）」を定めること。

（１）洪水吐改修及び操作方法（例）

【洪水吐の放流施設整備例】

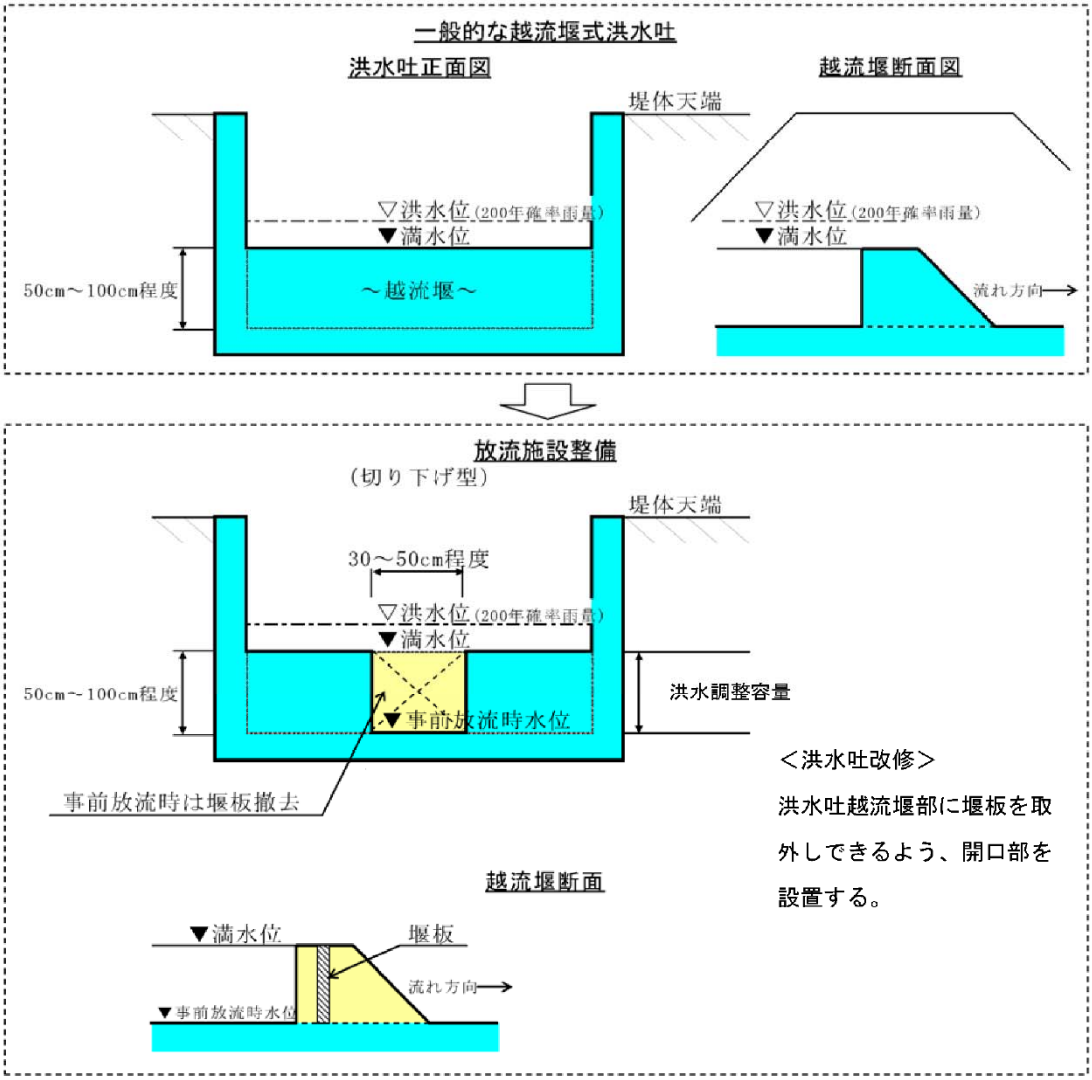

①事前放流の操作方法

・台風等の豪雨が予測された場合、洪水吐の堰板を撤去する。

・事前放流時水位まで水位が下がったら、堰板を設置する。

※水位が、事前放流時水位まで下がる時間は、操作に必要な内容であることから、非かんがい期で、試験的に何時間で水位が下がるか計測すること。

②低水管理の操作方法

・非かんがい期の１０月から洪水吐の堰板を撤去する。

・３月に入ったら、堰板を設置する。

（２）緊急放流工の操作方法（例）

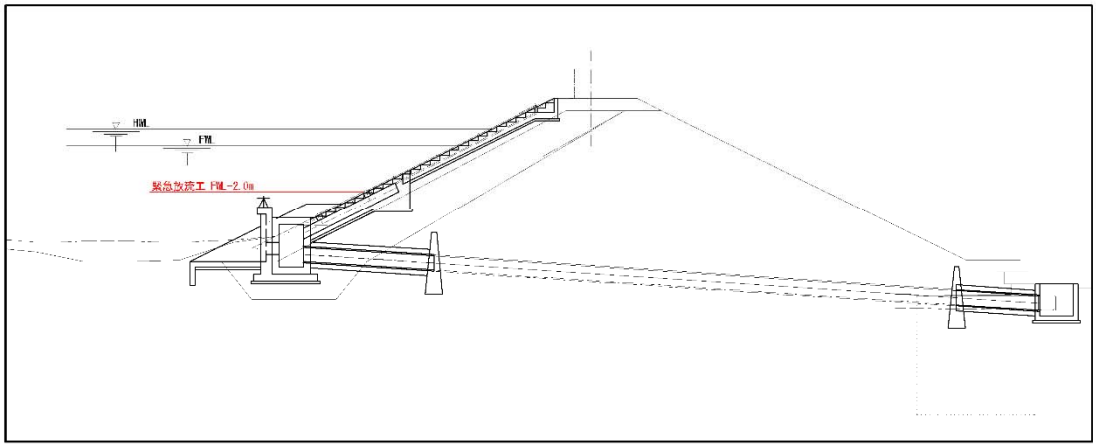

①事前放流の操作方法

・台風等の豪雨が予測された場合、緊急放流工を開ける。

・事前放流時水位まで水位が下がったら、緊急放流工を閉める。

※設計上、２４時間後に緊急放流水位まで下がる。

②低水管理の操作方法

・非かんがい期の１０月から緊急放流工を開ける。

・３月に入ったら、緊急放流工を閉める。

参考資料-2：静岡県提供事例『農業用ため池管理規則（案)』

○○市（町）農業用ため池管理規則(案)

（趣旨）

第１条　この規則は、災害の防止と用水の確保を図るため、○○市（町）農業用ため池（以下「ため池」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ため池　　農業用ため池をいう。
(2) 管理責任者　ため池を管理する代表者をいう。
(3) 受益地　　ため池の配水範囲内の農地をいう。
(4) 受益者　　受益地を所有し、又は業として耕作する者をいう。
(5) 堤とう　　貯水を目的としたせきをいう。
(6) 取水栓　　用水を貯水し、又は放流する栓をいう。
(7) 底樋　　堤体の下部に設けた排水管をいう。
(8) 斜樋　　取水栓から底樋までの管をいう。
(9) 余水吐　　満水になった時の放水施設をいう。
(10) 関係機関　　防災に関係する機関及び組織をいう。
(11) 緊急放流工　地震発生直後等の堤体保全のため、安全に水位を降下する目的で設けるもので、取水栓の一部である。

（管理責任者の選定）

第３条　受益者は、管理責任者１人を選定し、管理責任者設置届出書（別記様式）により、市（町）長に届け出なければならない。

（管理）

第４条　管理責任者は、次に掲げる事項について、適正な管理を行うものとする。

(1) 年１回以上の堤とうの草刈
(2) 取水栓、底樋、斜樋及び余水吐の点検
(3) 洪水時及び事後の点検
(4) 農業用水の確保及び配水の適正化
(5) 水質汚濁及び悪臭等の状況把握

（急施の措置）

第５条　管理責任者は、地震の予知、火災の発生等により、関係機関から緊急にため池用水の放水の要請があったときは、直ちに放水しなければならない。

（洪水調節）

第６条　管理責任者は、農業用水の利用を必要としない時期においては、緊急放流工を開放し、常に、ため池の洪水調整容量の確保に努めなければならない。

（禁止行為）

第７条　何人も、市（町）長の許可なく次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 土砂、じんあいの投棄
(2) 堤体の掘削及び植樹魚族の放流
(3) 取水口の拡大
(4) 余水吐のかさ上

（届出の義務）

第８条　管理責任者は、ため池に故障又は異状が生じたときは、速やかに市（町）長に届け出なければならない。

（管理費用の負担）

第９条　ため池の通常管理に要する経費は、受益者の負担とする。

（委任）

第10条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は市（町）長が別に定める。

附　則

１　この規則は、平成〇年〇月〇日から施行する。